

防官企（事）第115号  
30.3.29  
一部改正 防官企（事）第288号  
30.8.3  
一部改正 防官企（事）第199号  
令和2年4月2日  
一部改正 防官企（事）第156号  
令和3年6月25日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

事務次官  
(公印省略)

防衛省におけるEBPM推進体制について（通達）

標記について、「統計改革推進会議最終とりまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、各府省庁において証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）の推進体制を構築することとされているところ、防衛省においては、別紙のとおり定められ、平成30年4月1日から実施することとされたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏なきよう期せられたい。

添付書類：1 別紙

- 2 「統計改革推進会議最終とりまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）（抜粋）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）、「平成30年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（平成29年7月20日内閣総理大臣決定）（抜粋）

## 防衛省におけるE B P M推進体制

### (目的)

第1 この通達は、防衛省における証拠に基づく政策立案（以下「E B P M」という。）の推進体制の構築のため、同推進体制の在り方について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) E B P M取組方針 防衛省のE B P Mに係る取組の方針並びにE B P Mの観点から検証すべき政策、施策及び事務事業（次号及び第5第2項第1号において「政策等」という。）の基準を示したものをいう。
- (2) E B P M実施案件 E B P M取組方針を受けて、E B P Mの観点から検証を行う政策等をいう。
- (3) ロジックモデル E B P M実施案件を検証する上で、第3第1号に規定する作業の実施状況を記載した資料をいう。

### (E B P Mの実施)

第3 E B P Mとは、次の各号に規定する事務を通じ、合理的な根拠に基づく政策立案の推進を実施することをいう。

- (1) 政策立案担当部局における次のイからホまでに定める作業の実施状況を検証し、必要な調整を行うこと。
  - イ 政策課題についてのデータの収集、事実の的確な把握及び分析等の実施
  - ロ 分析等の合理的な根拠に基づく政策課題の的確な把握
  - ハ 把握した政策課題に的確に対応する政策目的の設定（既存の政策目的の見直しを含む。）
  - ニ 政策目的を達成するための複数の政策手段の選択肢についての効果予測、手段と効果の因果関係の仮説の構築及び比較検討
  - ホ 最適な手段の選択及び政策の決定
- (2) 前号に規定する事務をバックアップし円滑に進めるため、次のイからニまでに定める環境の整備に必要な調整を行うこと。
  - イ E B P M取組方針に基づきE B P M実施案件を選定する必要がある場合における当該選定
  - ロ E B P Mの更なる推進が求められる政策立案部局に対する人的、予算的リソースの手当
  - ハ 職員に対する研修の実施
  - ニ 政策立案部局が分析に用いるデータの整備

(E B P M推進統括官)

第4 防衛省にE B P M推進統括官を置く。

- 2 E B P M推進統括官は、政策立案総括審議官をもって充てる。
- 3 E B P M推進統括官は、第3に規定する事務を総括整理する。
- 4 E B P M推進統括官は、E B P M取組方針を策定するとともに、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。
- 5 E B P M推進統括官は、前項の規定によりE B P M取組方針を策定し、又は修正したときは、大臣官房長の承認を得るものとする。
- 6 大臣官房長は、前項の承認をしたときは、速やかに、E B P M取組方針を各局長、機関（防衛省本省の施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び各地方防衛局をいう。第5第2項において同じ。）の長及び防衛装備庁長官に通知する。

(E B P M推進統括官補)

第5 防衛省にE B P M推進統括官補を置く。ただし、次項の担任次長等がない場合には、この限りでない。

- 2 E B P M推進統括官補は、担任次長等（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。）をもって充てる。
  - (1) 防衛省本省の内部部局及び防衛装備庁 E B P M実施案件とされた政策等に係る事務（次号において「対象事務」という。）を担当する次長、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及びこれに準ずる者並びに防衛装備庁長官官房審議官及び各部長
  - (2) 機関 対象事務を担当する部長及びこれに準ずる者（これらの者が置かれていない場合にあつては、対象事務を担当する課長及びこれに準ずる者）
- 3 E B P M推進統括官補は、第3第1号に規定する事務のうち自らが担任するものについて、当該事務の円滑な遂行のため、E B P M推進統括官を助ける。

(E B P M推進事務局)

第6 第3に規定する事務に係る所要の作業を行うため、防衛省にE B P M推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局の構成は、次のとおりとする
  - (1) 事務局長 大臣官房企画評価課長
  - (2) 事務局員 事務局長が指名する者
- 3 事務局の庶務は、大臣官房企画評価課において処理する。

(E B P M実施案件に対する検証及び調整の実施要領)

第7 E B P M実施案件に対する検証及び調整については、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) E B P M実施案件に係る事務を担当する課室等（課、事務をつかさどる官

及び室をいい、以下「担当課室等」という。)は、ロジックモデルを作成の上、事務局に提出する。

- (2) 事務局及び大臣官房長が指定する課等(課及び事務をつかさどる官をいう。)は、E B P Mの観点から、前号のロジックモデルの検証を実施する。この場合において、事務局は、当該検証の過程において、検証のために必要な合理的な根拠を明示した資料の作成等の作業を要すると事務局が判断したときは、担当課室等に対し当該作業の実施を求めることとし、担当課室等は当該作業を速やかに実施する。
  - (3) 前号の検証結果について、事務局及び担当課室等は、E B P M推進統括官及びE B P M推進統括官補(E B P M推進統括官補が置かれていない場合にあつては、E B P M推進統括官。第5号において同じ。)へ報告する。
  - (4) 前号の報告の結果、E B P M実施案件に関する政策立案の実施状況について、改善等の措置が必要であるとE B P M推進統括官が判断した場合は、E B P M推進統括官補を通じて担当課室等の長に対して当該状況についての改善等の措置の実施を指示する。ただし、E B P M推進統括官補が置かれていない場合にあつては、E B P M推進統括官が担当課室等の長に対して当該措置の実施を指示する。
  - (5) 前号の改善等の措置の実施状況及び結果について、担当課室等の長は、その実施結果をE B P M推進統括官及びE B P M推進統括官補に対して報告する。
- 2 前項各号に定める事項のほか、E B P M実施案件に対する検証及び調整を実施するために必要な事項については、事務局長から担当課室等の長に通知する。

(政策評価及び行政事業レビューとの関係)

第8 E B P Mと密接に関連する政策評価及び行政事業レビューに関する事務については、防衛省におけるE B P Mの推進に資する形で実施することとし、必要に応じて、それぞれを所掌する担当課は事務局に協力するものとする。

(委任規定)

第9 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な細部の事項は、大臣官房企画評価課長が定める。